

再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定であった公示済み案件のうち、再公示が必要となった案件について、再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いいたします。

2013年3月7日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年度分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いいたします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【３．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【４．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（１）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（１）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（２）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（３）当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（４）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【５．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（３）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（４）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（５）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（６）虚偽の内容が記載されているとき

（７）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【６．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（１）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（２）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（３）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【７．その他】

（１）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご対応の程よろしくお願い致します。詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（２）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（３）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（４）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（５）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

再公示：次の案件については、12月12日に再公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。
なお、2013年1月1日以降の公示となりますので、新積算基準を導入します。

番号：再公示 1 国名：パキスタン 担当：経済基盤開発部
案件名：ラホールセントラル地区における交通管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（交通計画／組織分析）

1 今回契約予定のコンサルタント
交通計画／組織分析 2～3号

2 契約予定期間： 全体 2013年4月上旬から2013年5月中旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M / M
交通計画／組織分析 3 1 1 6 0 . 8 2
（現地：0 . 3 7 M / M、国内：0 . 4 5 M / M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：3月13日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点
(1) 業務の実施方針
ア 業務方針の的確性 6
イ 業務方法の整合性、現実性等 12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 2
(2) 業務従事者の経験能力等
ア 担当事項：交通計画／組織分析
(ア) 類似業務の経験 40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8
(ウ) 語学力 16
(エ) その他 学位、資格等 16
(計100点)

5 記載時留意事項
語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国／地域：パキスタン／全途上国
類似業務：都市交通計画に係る各種調査

6 条件
補強：認めない
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

パキスタン国(以下「パ」国)の第2の都市であるラホール市は1000万人近くの人口を擁し、近年ではバイクを含めた年間車両登録台数が毎年28%増加し続ける急速なモータリゼーションにより、都市内の交通渋滞が深刻化している。JICAは2010年4月～2012年3月に「ラホール市都市交通マスタープラン策定プロジェクト」を実施し、同市の2030年までの都市交通に係る長期計画と2020年までのアクションプランを策定した。2020年までのアクションプランにおいては、ラホール市中心部の駐車管理、歩行者施設整備、バスターミナルの整理、信号機や交差点の改良による交通管理の向上等を含めた、交通管理能力を総合的に強化するプログラムが提案されている。

上記のアクションプランの中では、「パ」国側の技術力で対応できない課題もあるため、「パ」国政府は我が国に対し、「ラホールセントラル地区における交通管理能力強化プロジェクト」を技術協力プロジェクトとして要請した。

要請された内容では、ラホール市中心部にあるMall Roadの約5km区間をプロジェクト対象とし、交通混雑解消を目的として近代的な信号機導入を中心とした活動が想定されている。また、プロジェクトに関与があるとされている組織が複数存在している。これらの組織は、少なくとも パンジャブ州政府交通局(Transport Department : TD)、 交通局交通計画ユニット(Transport Planning Unit : TPU, TD)、 ラホール市開発局ラホール市交通技術計画部(Traffic Engineering & Transport Planning Agency : TEPA)があり、それぞれが本プロジェクトとの関与や組織的な能力が必ずしも明確ではなく、本詳細計画策定調査において確認する必要がある。

このため、本詳細計画策定調査では、Part (今回派遣)において、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上に提案・協議するとともに、交通信号機導入を中心に捉えつつ、他の方策(交通流規制、歩行者への啓蒙等)の実施可能性についても協議・検討することとし、Part (次回派

遣、コンサルタント団員含まず)において、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、合意を得た上でプロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタント団員は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本コンサルタント団員は、「交差点計画」団員の作業を含む取りまとめを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[交通計画/組織分析]

(1) 国内準備期間(2013年4月上旬)

- ア 要請背景・内容を把握する(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
- イ 担当分野に係る事前調査計画・方針案を検討する。
- ウ 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- エ PDM(案)、PO(案)及び事前評価表(案)の担当分野関連部分を検討する。
- オ 「パ」国関係機関(C/P機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- カ 事前調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2013年4月上旬～4月中旬)

- ア JICAパキスタン事務所、現地ODAタスクフォース等との打合せに参加する。
- イ 「パ」国関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ウ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - (ア) 関連各組織の現状分析
 - a 関連各組織の所掌業務に関する文献をアップデートする。
 - b 関連各組織の所掌業務についてヒアリングする。
 - c 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験について情報収集する。
 - d 都市交通管理における関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
 - (イ) 完了した"The Project for Lahore Urban Transportation Master Plan Study in Pakistan(2010-2012)"で提案されている組織体制の改革の進捗について確認する。
 - (ウ) 交通警察と交通行政機関の役割分担、交通警察による取り締まり業務の概要を把握する。
 - (エ) 当該道路における交通事故の状況に関する情報(過去3年間の事故件数、負傷者数、死亡者数、車種別、要因等)を収集する。
 - (オ) 交通安全教育の現況を把握する。
 - (カ) 現地再委託を請け負う可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。

エ 対象道路の交通状況改良案作成

- (ア) 対象道路における交通状況改良案について、交差点計画担当団員及びJICAからの団員とも協議し、総合的な交通管理(交差点改良、交通流規制、歩行者への啓蒙等)を行う視点から、実施機関の能力に配慮した案を作成する。
- (イ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制(関連する組織、分野別能力・人数)の案を作成する。
- オ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。
 - (ア) 総合的な交通管理に活用できるツールについて説明する。
 - (イ) 「パ」国側からの意見について、道路交通工学の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。

- カ 担当分野に係るPDM(案)、PO(案)の作成に協力する。
- キ 他の団員の調査内容の事前調査報告書(案)への取りまとめに協力する。
- ク 担当分野に係る現地調査結果をJICAパキスタン事務所、現地ODAタスクフォース等に報告する。
- ケ 評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)の作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間(2013年4月下旬～5月上旬)

- ア 事業事前評価表(案)作成に協力する。
- イ PDM(案)、PO(案)、R/D(案)及びM/M(案)の作成に協力する。
- ウ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- エ 担当分野に係る事前調査報告書(案)を作成し、全体の取りまとめに協力する。

9 成果品等

(1) 業務計画書

契約約款第2条及び付属書「仕様書」第7条に基づき、契約締結から10日以内に業務計画書を提出する。
和文3部(JICA経済基盤開発部)

(2) 調査報告書(案)(担当分野)

和文3部(JICA経済基盤開発部)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

ア 航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含めず、JICAより別途支給します。（見積書の旅費欄には0円と記載下さい。）

イ 現地での活動は、安全管理に十分に配慮して行うこと。JICAパキスタン事務所の安全担当から指示がある場合はそれに速やかに従うこと。

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

ア「パキスタン・イスラム共和国 ラホール都市交通マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査報告書」

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000000667>

イ「パキスタン国ラホール都市交通マスタープラン策定プロジェクト」報告書

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000004331>

ウ“The Project for Lahore Urban Transport Master Plan in the Islamic Republic of Pakistan”

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000004333>

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000004336>

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 調査団員構成

同調査における団員構成（予定）は以下のとおり。

（ア）総括（JICA）

（イ）都市交通戦略（JICA）

（ウ）協力企画（JICA）

（エ）交通計画/組織分析（コンサルタント）

（オ）交差点計画（コンサルタント）

イ 本コンサルタント団員は、JICA団員と同時か先に現地調査を開始し、JICA団員帰国後も3日間現地調査を継続する予定。当該団員の現地調査は4月13日～4月23日を予定している。